

国海安第17号
令和3年5月17日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長
(公印省略)

海上交通における飲酒対策の徹底について（注意喚起）

令和2年末に、東京湾浦賀水道において、貨物船の船長が酒気帯び状態で当直にあたり、海上交通法に定められた海域を逆航した事案が発生しました。

当然のことながら、酒気帯び状態での当直、操船等については、航行の安全性に重大な影響を及ぼす危険な行為であり、これまでも「商船等における飲酒対策について」（令和2年3月23日付け国海安第316号）等により、飲酒対策の適正かつ確実な実施をお願いしているところです。

つきましては、貴団体傘下の会員に対して、改めて、上記通達を踏まえた飲酒対策の徹底をご周知頂きますようお願い申し上げます。

また、今回の事案に関する監査結果を受けて、船舶所有者から船舶を用船して運送事業を行う海運事業者に対し、届け出た安全管理規程（雛形の安全管理規程

（例）第47条及び第50条に相当）に基づき、船舶所有者への安全管理規程や関係法令等に関する定期的な安全教育の実施とともに、その概要を記録することについてご周知頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

（参考資料）

- ・ 商船等における飲酒対策について（令和2年3月23日付け国海安第316号）

